

様式2：年金基金の監事、理事、代議員及び従事者以外にその他の実施結果の利用者がいる場合に当

該その他の実施結果の利用者から入手する合意書

※当該その他の実施結果の利用者が、業務実施者に宛てて提出する。

報告書利用に係る合意書

×年×月×日

東京都〇〇区〇〇町××番××号

〇〇監査法人

代表社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿 (注)

(注) 業務実施者が公認会計士である場合は適宜修正する。

東京都□□区□□町××番××号

□ □ 株式会社

(役職名) (氏名) □□ □□ 印 (注)

〇〇年金基金(以下「年金基金」という。)と〇〇監査法人(以下「業務実施者」という。)が〇年〇月〇日付けで締結した合意された手続業務契約書(以下「業務契約」という。また、業務契約に基づく業務を、以下「本業務」という。)に基づき、業務実施者が提出する合意された手続実施結果報告書(以下「本報告書」という。)を、当社がその他の実施結果の利用者として配布を受けるに当たり、当社は、以下の点の説明を受け、明確に理解したことを確認するとともに、以下の事項について合意します。

1. 年金基金が本業務を依頼する目的は、『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について』(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号。)別紙2 確定給付企業年金の事業運営基準 2. 企業年金基金の組織及び運営に関する事項(4) 監事 ③ イ.) (以下「承認認可通知」という。)に基づき、その結果を監事の監査に活用して監事の監査の充実を図ることを目的として年金基金の理事者、監事、理事、代議員及び従事者が利用すること(以下「依頼目的」という。)であること。
2. 業務実施者は、日本公認会計士協会が公表した専門業務実務指針4464「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」に準拠して、依頼目的に則して、年金基金の業務に関する情報(以下「業務の対象とする情報等」という。)を対象として、本合意書別紙1に記載した合意された手続を実施し、その結果を年金基金及び当社に報告すること。また、業務実施者は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針及び手続並びにその文書化を含む品質管理のシステムを整備及び運用して本業務を実施すること。

3. 本業務は、財務諸表その他の過去財務情報に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠して行われるものではなく、また、過去財務情報以外の情報等に対する合理的保証又は限定的保証の結論を目的とした、一般に公正妥当と認められる保証業務の基準に準拠して行われるものでもないこと。したがって、業務実施者は、手続実施結果から導かれる結論の報告も、保証の提供もしないこと。
4. 業務実施者が一般に公正妥当と認められる監査の基準若しくはレビューの基準に準拠して財務諸表その他の過去財務情報の監査若しくはレビューを実施した場合、一般に公正妥当と認められる保証業務の基準に準拠して過去財務情報以外の情報等に対する保証業務を実施した場合、手続を追加して実施した場合、又は手続の範囲を拡大した場合には、報告すべき事項が新たに発見される可能性があること。
5. 本業務は、業務の対象とする情報等のみを対象とするものであり、実施結果の報告において、全体としてのいかなる過去財務情報にも、過去財務情報以外の情報等にも、言及するものではないこと。
6. 業務実施者は、合意された手続以外の手続を実施する責任を負わないこと。また、業務実施者は、実施される手続の十分性及び適切性を決定し、又は実施される手続の決定のためにリスク評価を実施する責任を負わず、手続を誤って適用した場合や事実と異なる結果報告をした場合に限り、責任を負うこと。
7. 当社は、実施される手続の種類、時期及び範囲を判断し、業務実施者から報告された手続実施結果に基づき、結論を自ら導く責任を負うこと。
8. 業務依頼者である年金基金の理事長及び常務理事は、次に掲げる責任を負うこと。
 - 一 実施される手続の種類、時期及び範囲を決定し、業務実施者から報告された手続実施結果に基づき、結論を自ら導くこと。
 - 二 業務実施者が効率的かつ適切に本業務を実施できるよう業務実施者に全面的に協力すること。
 - 三 業務実施者に以下を提供すること。
 - ア 本業務の実施のために必要と認められる全ての情報
 - イ 本業務の実施のために、業務依頼者である総合型基金の理事者並びに総合型基金の理事、代議員、監事及び従事者への制限のない質問や面接の機会
9. 業務実施者は、特段の事情のない限り、専門業務実務指針4464「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」付録1の様式及び内容に基づき、実施結果報告書を作成すること。
10. 当社は、実施結果報告書及びその記載内容を依頼目的以外の目的に使用してはならないこと。また、当社は、実施結果報告書及びその記載内容を業務依頼者及び当社以外の者に配布又は伝

達してはならず、また、利用させてはならないこと。

11. 当社は、本報告書の閲覧又は本合意書の違反に関連して、業務実施者に損害賠償請求を行わず、また、当社が本合意書に違反したことにより業務実施者に生じた損害を賠償すること。
12. 本合意書に関し訴訟の必要が生じた場合は、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすること。

以 上

別紙1 合意された手続

--

(注) 他者の作業を利用する場合には、その旨を記載する。